

# 仕 様 書

## 1 件名

江東区立中学校等外国人講師派遣事業委託（総価契約）

## 2 委託業務履行場所

江東区立中学校 2 3 校及び義務教育学校、有明小学校、江東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する場所

## 3 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

## 4 業務委託の内容

受託者は、上記委託業務履行場所に外国人講師（以下「講師」という。）を派遣し、以下の業務を実施するものとする。

### (1) 中学校・義務教育学校（後期課程）における業務

ア 英語科の授業における以下の業務

- A 英語発音、会話練習の指導、「英語スタンダード」の定着を図る指導
- B 英語によるコミュニケーション能力の育成
- C 英作文の添削指導
- D 外国の歴史・文化・風習の紹介等、国際理解教育に関する業務

イ 学習指導要領の趣旨及び本区が使用する教科用図書の内容を踏まえたカリキュラム開発及び教材開発

ウ 英語学芸会の指導及び助言

エ 学校行事や特別活動等の教育活動における外国語指導

オ 英語科担当教員を対象とした研修会の実施

カ その他、教育委員会と受託者が協議により必要と認めた業務

### (2) 有明小学校・義務教育学校（前期課程）における業務

ア 第 1 学年及び第 2 学年の英語に慣れ親しむ活動の時間における以下の業務

- A 日常生活の簡単な英会話等、英語に慣れ親しむ学習の指導
- B 小学校段階に相応しい英語を用いた体験的な学習の指導

イ 第 3 学年～第 6 学年の外国語活動及び外国語活動を目指した授業における以下の業務

- A 英語を用いたコミュニケーションを体験させる英会話学習の指導
- B 「英語スタンダード」の定着を図る指導
- C 日本と外国の言語や文化について体験的に理解を深めさせる学習の指導

ウ 学習指導要領の趣旨と国や都が使用する副読本等の内容を踏まえたカリキュラム開発及び教材開発

エ 担任教員を対象とした研修会の実施

オ その他、教育委員会と受託者が協議により必要と認めた業務

## 5 実施学級数

### (1) 全中学校（2 3 校）・義務教育学校（後期課程）

令和 2 年 4 月 6 日現在の学級数とする。（2 4 5 学級の予定）

特別支援学級 19学級（予定）

(2) 有明小学校・義務教育学校（前期課程）

令和2年4月6日現在の学級数とする。第1・2学年20学級、第3・4学年12学級、第5・6学年10学級（予定）

特別支援学級 2学級（予定）

6 実施時間数

(1) 全中学校（23校）・義務教育学校（後期課程）

	項目	時間数・内容
1	英語科指導	1学級あたり35時間 ※特別支援学級は1学級あたり5時間
2	英語科教員を対象とした研修会	1回2時間・年間5回実施
3	特別活動指導等	上記英語科指導の時間数を超えない範囲で、受託者と教育委員会の協議による

(2) 有明小学校・義務教育学校（前期課程）

	項目	時間数・内容
1	学習指導	第1学年から第2学年は1学級あたり12時間 第3学年から第4学年は1学級あたり18時間 第5学年及び第6学年は1学級あたり35時間 ※特別支援学級は1学級あたり5時間
2	担任教員を対象とした研修会	1回2時間・年間5回実施

(3) 指導時間が上記の時間数に達しない場合の対応については、受託者と教育委員会の協議のうえ決定する。

7 講師の資格

受託者は、次の全ての条件に該当する講師を業務に従事させるものとする。

- (1) 英語を母国語とする者
- (2) 国際的に認められた英語教授資格（ケンブリッジCELTA／DELTA等に相当する資格）を有する者
- (3) 資格取得後2年以上の英語教授経験がある者
- (4) 中学校の英語教育に関心を持ち、これに携ることに適する者
- (5) 日本での就労に係る手続きを全て整えている者

8 業務責任者（コーディネーター）の設置

受託者は、適正な業務の実施及び講師の適正管理のために、業務責任者として専任のコーディネーターを1名以上設置すること。

- (1) 学校及び教育委員会が、委託業務の履行に関する注文、指示等を行うときは受託者又は受託者が設置したコーディネーターに対して行うものとする。
- (2) コーディネーターは正規社員を充てること。
- (3) コーディネーターは講師の業務内容や配置等の調整を教育委員会及び学校と行うこと。講師の配置に際しては、1年度間は同一の学校に同一の講師を配置するよう配慮すること。
- (4) 外国人講師の急病等による欠勤についてはコーディネーターが迅速に対応し、授業

に支障をきたすことがないようにすること。

- (5) 外国人講師に対する要望や苦情についてはコーディネーターが誠実かつ迅速に必要な措置を講じること。
- (6) コーディネーターは必要に応じて学校を訪問し、調整等を行うこと。

## 9 受託者の責務

- (1) 労働基準法その他の就労にかかる全ての法令を遵守すること。
- (2) 本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。講師に対しても徹底すること。契約期間満了後も同様とする。
- (3) 事業の実施にあたっては、「江東区立中学校等外国人講師派遣事業実施要綱」に即したものとし、本契約の条項及びこれに基づく教育委員会の指示に従い、最善の授業を提供するものとする。
- (4) 講師に対して新学習指導要領を踏まえた授業を行うための教材等について配置前に研修を行うとともに、必要に応じて適宜研修を行うこと。
- (5) 講師の服務指導及び労務管理を徹底すること。また、講師の英語指導の実施状況を適宜立ち会いのうえ確認すること。
- (6) 講師が派遣先の学校長等から直接指示を受けることがないように書面による具体的な業務内容の指示を行うこと。
- (7) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断を実施し、業務に支障がないと認められる外国人講師による指導を行うこと。なお、健康診断に係る経費は、受託者の負担とする。
- (8) 児童・生徒又は学校の信用を傷つけたり、不名誉となる行為を行ったりしないこと。
- (9)トラブルや事故が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告すること。
- (10) その他、教育委員会と受託者が同意する事項を遵守すること。

## 10 委託料の支払い方法

- (1) 契約履行検査・確認を行った後、受託者からの請求に応じて支払うものとする。
- (2) 履行確認・支払いについては、7月、12月、3月の3回に分けて支払うものとする。

## 11 その他

- (1) 講師が業務のために学校等に赴く交通費等の経費は契約金額に含むものとする。
- (2) 受託者は講師に対する法律に基づく諸保険の雇用者義務及び人事に関する全責任があり、講師の業務履行中及び業務のための移動中に発生した事故等の経費を全て負担することとする。

12 担 当                    江東区教育委員会事務局  
                                 教育支援課 教育支援係  
                                 ☎ 3 6 4 7 - 9 3 0 7